

写

議案第二百二十七号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年十二月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年拾貳月廿六日 原案可決

三朝町議會議長牧田積

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「七千円」を「八千円」に、「二千二百円」を「二千三百円」に、「四千五百円」を「五千円」に改める。

第十条の二第一項第一号中「五千円」を「六千円」に改め、同条第二項第一号中「一万二千元」を「一万三千五百円」に、「五千円」を「六千円」に、「三千五百円」を「五千円」に、「七千円」を「七千五百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万二千五百円」を「一万四千元」に、「千五百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「千七百円」を「二千円」に、「三千円」を「三千四百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」に、「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項第三号中「一万二千五百円」を「一万四千元」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

行政職給料表（第三条関係）

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	— 円	— 円	100400	88000	— 円
2	145600	122000	105400	91900	72800
3	151800	127400	110500	95900	74900
4	158100	132900	115700	100400	77100
5	164400	138700	120800	104800	79300
6	170700	144500	125900	108800	82100
7	177200	150300	131000	112800	85000
8	183900	156000	136000	116600	88000
9	190700	161700	140500	120200	90500
10	197600	167400	144900	123700	92900
11	204500	173200	149300	126900	95300
12	211300	178900	153600	130100	97500
13	218100	184600	157900	133200	99700
14	224900	190200	161800	135900	101900
15	231400	195600	165600	138600	104100
16	237900	200600	169300	141200	106200
17	242900	205500	172900	143700	107800
18	247900	209000	176000	146100	
19	251500	212300	179000	148100	
20	255100	215400	181300		
21	258700	217900	183600		
22	262300	220300	185800		
23		222700	188000		
24		225100			

別表第四

医療職給料表（第三条関係）

別表第四を次のように改める。

職務の等級 号級	1等級	2等級
	給料月額	給料月額
1	194,500円	— 円
2	203,100	169,300
3	211,700	177,600
4	220,300	186,000
5	228,900	194,500
6	237,600	203,000
7	246,300	211,500
8	255,000	220,000
9	263,700	228,500
10	272,400	237,100
11	281,100	245,700
12	289,000	253,000
13	296,900	260,300
14	304,800	267,200
15	312,700	274,000
16	320,600	280,800
17	328,000	287,600
18	335,400	294,400
19	342,800	301,200
20	349,100	307,100
21	355,400	313,000
22	359,700	318,300
23	364,000	322,000
24	370,400	325,700
25	377,100	
26	383,800	
27	389,500	
28	394,300	
29	399,100	

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は

町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の条例第十条の二の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十条の二の規定にかかわらず、なお従

前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十条の二の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に町規則で定める事由が生じた職員にあつては、町規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第十条の二又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。